

# 青森県報

第二千七百四十八号

平成十九年  
二月二十八日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
保安林の指定予定……………	(林政課) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の完了・ 過疎地域自立促進特別措置法による町村道に関する工事の 完了……………	(道路課) …… 三
車両制限令第三条第一項第一号イに規定する道路の指定……………	(同) …… 三
車両制限令第三条第一項第二号に規定する道路の指定……………	(同) …… 三
都市計画事業の認可……………	(都市計画課) …… 四
公 告	
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(経営支援課) …… 四
大規模小売店舗の変更の届出……………	(同) …… 六
青森港湾計画の変更の概要……………	(港湾空港課) …… 七
八戸港湾計画の変更の概要……………	(同) …… 七
建設業者の許可の取消し……………	(三八地域 県民局) …… 八
右 同……………	(十和田県土 整備事務所) …… 八

### 人事委員会

人事委員会規則六・一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則…………… (職員課) …… 八

人事委員会規則一三・八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則…………… (同) …… 九

## 告 示

### 青森県告示第百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
五所の診療所	弘前市大字五所字野沢三九の一三	平成一〇・三・三
やぎはし調剤薬局	弘前市大字東長町五九	一九・一・八
福島耳鼻咽喉科	弘前市大字百石町四一	一〇・三・三
工藤さとの整形外科クリニク	黒石市野添町六四の三	"
むらもとクリニク	弘前市大字清水一丁目九の八	一九・一・一五

### 青森県告示第百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
榊引医院 五所の診療所 やぎはし調剤薬局 福島耳鼻咽喉科 工藤さとる整形外科 リニツク	平川市町居山元九五の三 弘前市大字五所字野沢三九の一三 弘前市大字東長町五九 弘前市大字百石町四一 黒石市野添町六四の三	平成一九二一 一九一・一 一九一・九 一九一・一 "

青森県告示第百二十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
むつ市川内町田野沢山・川内町曾古部山・川内町蛸崎松山・大畑町葉色山（以上4区域国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林指定の目的  
水源のかん養
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百二十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
東津軽郡外ヶ浜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林指定の目的  
水源のかん養
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
外ヶ浜町（次の図に示す部分に限る。）
      - 2 次の森林については、主伐は択伐による。  
外ヶ浜町（次の図に示す部分に限る。）
      - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 青森県告示第百三十号
- 農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡東北町字淋代下山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百三十一号

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十四条第一項の規定により行った次の市道に関する工事が完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)第一条第一項後段の規定により告示する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
市道二一〇号線	平川市尾崎木戸口一六二の二から平川市尾崎浅井二〇二の三まで	改築(道路改良)	平成 一六・三・二五

青森県告示第百三十一号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定に

より行った次の町村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第七十五号)第七条第二項後段の規定により告示する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
中村長平線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一六の二から西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一二〇の六八まで	改築(道路改良)	平成 一六・一〇・二
福浦川目線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一二〇の二から西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一二〇の二まで	"	一六・三・七
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の七	"	一六・三・六

青森県告示第百三十三号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条第一項の規定により公示する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
-----	-----

県道 八戸野辺地線	八戸市大字市川町字南尻引八三の六から 上北郡おいらせ町秋堂一の一まで
県道 荒川青森停車場線	青森市大字荒川字柴田二一〇の一から 青森市大字荒川字藤戸二二七の四まで

二 指定する年月日  
平成十九年四月一日

青森県告示第百三十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道 一〇二号	弘前市大字高田三丁目一の一から 黒石市大字浅瀬石字村上二〇六の一まで
国道 二七九号	上北郡野辺地町字向田三〇三の一から 上北郡東北町字湯田平一一二の三まで
県道 八戸野辺地線	上北郡おいらせ町高田五七の一から 上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇の一八七まで
県道 荒川青森停車場線	青森市大字荒川字藤戸一三四の一〇から 青森市長島二丁目二五の四まで

二 指定する年月日  
平成十九年四月一日

青森県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成十九年二月二十一日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業（三・三・十号大野中央公園）

三 事業施行期間

平成十九年二月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県青森市大字大野字笹崎地内

2 使用の部分

なし

**公 告**

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンタウン平賀

平川市小和森上松岡二一六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

2 株式会社サンワード

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役社長 中村勝弘

3 その他は、未定

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十月二十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一九、八七一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一、六六〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

五七〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

五八〇平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一五〇立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) マックスバリュ東北株式会社

開店時刻 午前九時(ただし、年間三十日間午前八時、年間十日間午前六時)

閉店時刻 午前零時

(二) 株式会社サンワード

開店時刻 午前九時(ただし、年間十日間午前六時) 閉店時刻 午後九時

時

(三) その他小売業を行う者(未定分)

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(一) 駐車場一及び二

午前八時三十分(ただし、年間三十日間午前七時三十分、年間二十日間午前

五時三十分)から午前零時三十分まで

(二) 駐車場三

午前八時三十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十九年一月二十四日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び平川市役所

2 期間

平成十九年二月二十八日から同年六月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年六月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン柏ショッピングセンター

つがる市柏稲盛幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 川戸義晴

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社たけうち 兵庫県赤穂市加里屋二二六四の二 代表取締役 竹内實	削除	平成 一六・九・一
株式会社ブルーメイト 岡山県井原市下出部町一丁目一七 の 取締役社長 大塚民一	株式会社ブルーメイト 岡山県井原市下出部町一丁目一七 の 取締役社長 大塚長六	一六・二・一六
株式会社三鈴 東京都渋谷区代々木一丁目一の一	株式会社三鈴 東京都渋谷区代々木一丁目一の一	一六・六・二七

代表取締役 吉田忠

代表取締役 宮田修一

株式会社ライトオン  
茨城県つくば市東新井三七の一  
代表取締役 藤原政博

株式会社ライトオン  
茨城県つくば市吾妻一丁目一の一  
代表取締役 藤原政博

一六・八・二〇

株式会社センナミトレーディング  
秋田県秋田市東通仲町一〇の五  
代表取締役 仙波秀紀

有限会社センナミトレーディング  
秋田県秋田市東通仲町一〇の五  
代表取締役 仙波秀紀

一七・五・一六

株式会社やまと  
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七  
の三  
代表取締役 矢嶋孝敏

株式会社やまのや  
島根県松江市玉湯町湯町一八一八  
の三  
代表取締役 新宮正朗

一六・三・二五

スナップス販売株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六  
代表取締役 小松治夫

スナップス販売株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六  
代表取締役 西原浩一

一六・六・三〇

四 届出年月日

平成十九年一月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所

2 期間

平成十九年二月二十八日から同年六月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年六月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、青森港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成十九年二月二十八日

青森港湾管理者 青 森 県  
 代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾計画の変更の概要

平成十三年十二月二十一日付けで青森県報においてその概要を公告した青森港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 マリーナ計画

地区名	港湾施設（変更の内容）
本港地区	小型栈橋（既定計画）

2 港湾環境整備施設計画

地区名	面積（ヘクタール）	変更の内容
本港地区	九	既定計画の変更計画

3 小型船だまり計画

地区名

港湾施設（変更の内容）

野内地区

防波堤（既定計画の変更計画）

4 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
本港地区	一八 一五 一一	交流厚生用地 交通機能用地 緑地

二 港湾計画の縦覧場所

青森市長島一丁目の一 青森県土整備部港湾空港課

八戸港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、八戸港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成十九年二月二十八日

八戸港湾管理者 青 森 県  
 代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾計画の変更の概要

平成十一年八月二十日付けで青森県報においてその概要を公告した八戸港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 港湾環境整備施設計画

地区名	面積（ヘクタール）	変更の内容
河原木地区	一七	既定計画の変更計画

2 廃棄物処理計画

3 土地利用計画

河原木地区	一	面積(ヘクタール)	用 途
		廃棄物処理施設用地	

河原木地区	四〇 一五 一	面積(ヘクタール)	用 途
	六 一三 一	港湾関連用地 工業用地 都市機能用地 緑地 廃棄物処理施設用地	

二 港湾計画の縦覧場所

青森市長島一丁目一の一 青森県国土整備部港湾空港課

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社トップテクノ
- 二 代表者の氏名 島脇 岩夫
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂三丁目一の一の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一八)第三〇〇三〇一号
- 五 取消年月日 平成十九年二月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年一月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社荒木田組
- 二 代表者の氏名 荒木田 斗福
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字舟場向川久保二三七の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一七)第七七〇五号
- 五 取消年月日 平成十九年一月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年十二月七日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則六・一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一



人事委員会規則六・一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規  
則

人事委員会規則六・一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正  
する。  
第一条及び第二条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項」に改め、別表に次  
のように加える。

条例第一条第一項第二号	財団法人地域創造
-------------	----------

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則二三・八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成十九年二月二十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二三・八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する  
規則

人事委員会規則二三・八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改  
正する。

第一条中「第六条の二」を「第七条」に改める。

第四条を削る。

第三条の二中「第六条の二」を「第七条」に改め、同条を第四条とする。

第五条第一項中「定め、」の下に「又は」を加え、「を置き、又は前条第一項の規  
定により休息时间」を削る。

第二十五条中「第四条第一項」及び「休息时间」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭